

請願受理番号 1

最低賃金制度改正の意見書提出を求める請願

(経済建設委員会)

請願の趣旨

「非正規」労働者は今や雇用労働者全体の3割を占め、「基幹的」あるいは「典型的」働き手として職場を支えていることもめずらしくありませんが、低賃金はいっこうに改善されません。経済の規制緩和が進められるなかで、最低限のセーフティ・ネットである最低賃金法がきちんと機能していないためにこうした事態が放置されています。山口県の地域別最低賃金は657円にすぎず、フルタイム（8時間×22日＝176時間）で働けたとしても月収11.5万円程度にしかありません。最低賃金での暮らしは、健康に支障がでるほど食費を切りつめ、交際はもちろん冠婚葬祭も不義理して節約しても収支赤字となってしまいます。このような低額の最低賃金は抜本的に引き上げる必要がありますが、個別企業の努力だけで低賃金を引き上げることは容易ではありません。法定最低賃金制度によって競争条件を揃えながら賃金の最低額を引き上げることが、今、重要な社会政策となっています。

憲法は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（第25条）を万民に保障し、働く際の労働条件は「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」（労働基準法第1条）と定めています。働けば、貧困に苦しまず生活できて当然であり、これを保障する改正最低賃金法は、地域別最低賃金について「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」（最低賃金法第9条第2項）、「前項の労働者の生計費を考慮するに

当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」(同条第3項)としています。今の最低賃金の実態は、こうした法の趣旨をみたしていないといわざるをえません。この地域別最低賃金の原則に基づいて最低賃金額を実現すること。それをもって、中小企業の下請単価の底支えとし、地域経済の回復と持続的発展をはかることが重要です。

貴議会において、最低賃金制度に関し意見書を採択し、政府および関係機関に提出されるよう請願します。

2008年2月26日

提 出 者

山口市中央四丁目三の三

山口地域労働組合総連合

議 長 吉 村 方 伸

紹 介 議 員 河 合 喜 代

山口市議会議長

武 田 寿 生 様